

高畠町中小企業・小規模企業振興計画

不確実な時代を乗り越えるチャレンジングな企業群づくり

令和4年1月

高 畠 町

はじめに

高畠町は、奥羽の山なみにいだかれた天恵の自然風土と縄文のいにしえからの歴史と文化遺産をもつ「まほろばの里」であります。

産業においては、恵まれた地域資源と長年培われてきた、社会の変化を先取りし自ら挑戦する進取の気性を生かし、明治期の製糸工場の開設、大正期の日本初となる粉ミルク製造会社の設立、昭和期の大手電子部品製造会社地方工場の誘致、平成期の町内産ぶどうを主原料とするワイナリーの設立など歴史に残る産業振興を進めてまいりました。

なかでも、良質な農産物を活用した食品加工産業は、現在の高畠町を代表する産業に成長し、たかはたブランドなどブランド力のある商品を数多く生み出しております。

中小企業・小規模企業は、こうした地域経済を支えてきたばかりでなく、地域社会においても「まちづくり」の担い手として重要な役割を果たしております。

当町は、令和3年6月に高畠町中小企業・小規模企業振興基本条例を制定いたしました。条例制定を契機に、町内の全事業者数の99%以上を占める中小企業・小規模企業の重要性を町民の皆様と共有するとともに、中小企業・小規模企業の持続的な発展に向け振興計画を策定することといたしました。

中小企業・小規模企業は、少子高齢化や人口減少による生産年齢人口の減少、経済のグローバル化、AIやIoTをはじめDX(デジタル・トランスフォーメーション)の加速化や多様な働き方の推進など、大きく変化する社会経済の中で様々な課題に直面しております。

また、昨今の新型コロナウイルス感染症の全世界的な感染拡大を受け、私たちの生活や経済活動も新たな常態に対応することが求められております。

こうした中、現在特に全産業で共通課題となっている「SDGsに対応した生産性の向上」、「人材の確保・育成」、「起業創業・事業承継」を柱とし、当町の強み・弱みを踏まえた高畠町中小企業・小規模企業振興計画を策定いたしました。

人口減少・少子高齢化、若者の流出、多発する自然災害や新たな感染症の発生による経済活動の停滞といった不確実な時代に置かれていますが、こうした困難な状況の時にこそ、関係者一丸となり取り組んでいく必要があります。町民、事業者、経済支援団体、金融機関、教育機関などそれぞれの役割分担を明確にし、共創・協働の精神で取り組んでまいります。

結びになりますが、本計画の策定に際し、活発な意見交換をしていただきました高畠町中小企業・小規模企業振興計画策定委員会の委員の皆様をはじめ、関係者の皆様に心から感謝を申し上げます。

令和4年1月

高畠町長 寒河江 信

第1章	計画策定にあたって	4
第2章	現状と課題	
1	中小企業・小規模企業を取り巻く現状 〈中小企業振興のための政策に関するアンケート結果より（令和3年5月実施）〉	5
2	統計から見た当町の産業	13
3	中小企業・小規模企業の課題	16
第3章	計画の基本的な考え方	
1	基本理念	18
2	基本方針	18
第4章	中小企業・小規模企業振興に向けた取り組み	
1	基本方針1 SDGsに対応した事業発展（経営基盤強化・成長促進） への支援	21
2	基本方針2 人材の確保・育成	25
3	基本方針3 起業・創業の推進、円滑な事業承継	28
4	業種や分野別などの優先的な取り組み	30
5	評価指標と基本施策との関連表	33
第5章	計画の推進	
1	推進体制	35
2	進捗管理	35
3	関係者の役割	35
資料		
1	高島町中小企業・小規模企業振興基本条例	37
2	高島町中小企業・小規模企業振興審議会設置規程	41
3	策定の経過（高島町中小企業・小規模企業振興計画策定委員会名簿）	43
4	関係計画	44

第1章 計画策定にあたって

1 策定の趣旨

持続可能なまちづくりを進めていくためには、中小企業・小規模企業の役割と重要性について、町民、事業者、中小企業支援団体、教育機関、金融機関等及び町が共通認識を持ち、その果たすべき役割を明らかにしながら、共創・協働の精神で取り組んでいかなければなりません。

中小企業・小規模企業は社会の主役であり、地域社会や住民生活に貢献しているという認識のもと、これらの振興が町民の生活を豊かにするものであることを地域で共有するため、令和3年6月に「高島町中小企業・小規模企業振興基本条例」を制定しました。

この条例に基づき、中小企業・小規模企業の振興を総合的かつ計画的に推進することを目的に「高島町中小企業・小規模企業振興計画」を策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、「第6次高島町総合計画」及び「第2期たかはた未来創生総合戦略」を上位計画とし、「高島町中小企業・小規模企業振興基本条例」に基づき策定し、総合計画等と整合性を図りながら取り組んでいくことにより、町内中小企業・小規模企業の振興を推進するための基本的な計画を示したものです。

また、「第3次観光振興計画」や「豊穰の郷づくり基本計画」及び「食育地産地消推進計画」の関連計画との整合を図りながら計画を推進していきます。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和3年（2021）度から令和7（2025）年度までの5年間とします。

中小企業基本法に定める中小企業者・小規模企業者

（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項及び第5項より）

【中小企業者の定義】

業種	資本金または従業員数	
製造業、 その他の業種	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下

【小規模企業者の定義】

業種	従業員数
製造業、 その他の業種	20人以下
商業・サービス業	5人以下

第2章 現状と課題

1 中小企業・小規模企業を取り巻く現状

～中小企業振興のための政策に関するアンケート結果より（令和3年5月実施）～

令和3年5月に、町中小企業・小規模企業振興基本条例に基づく振興計画を策定するにあたり、町内事業者が抱える経営課題をはじめ必要な経営支援策や産業の強み・弱み等を調査したものです。

当町の中小企業・小規模企業においても、全国的な中小企業が抱える「人手不足」や「市場の変化・縮小」などの課題と同様な傾向にあることが浮き彫りになりました。

一方、当町産業の強みとして、「農業、食品工業」に関連するものが最も多く、ブランド化に成功している点が特徴的となりました。

【現在重要な経営課題】

「人手不足」、「市場の変化・縮小」、「事業承継」、「建物設備の老朽化」、「競争の激化」の順

【今後5年で重要となる経営課題】

「設備投資・更新支援」、「人材確保支援」、「人材育成支援」、「資金繰り支援」、「販路拡大支援」の順

【町産業の強み】

「農業・食品工業」、「企業・商工業」、「観光資源」、「町民の人柄、若者の活躍」の順

【町産業の弱み・克服すべき課題】

「企業誘致、若者の働く場所の確保」、「アピール不足」、「少子高齢化、後継者不足」、「事業者間の連携不足」の順

調査概要及び回収結果

1. 調査の目的 「高畠町中小企業・小規模企業振興基本条例」に基づく振興計画を策定するにあたって、町内事業所の生の声を集めることにより、現在や将来の経営課題や必要とされている支援などを的確に把握し、振興計画の内容をより充実したものとすることを本調査の目的としている。
2. 調査設計 (1) 標本数: 町内事業所(個人事業主も含む) 896事業所
(2) 調査方法: 調査票の配布(郵送)、回収(FAX及び郵送)
(3) 調査期間: 令和3年5月12日～令和3年5月31日
3. 回収結果 239事業所(うち廃業・休業3) 回収率26.67%

2

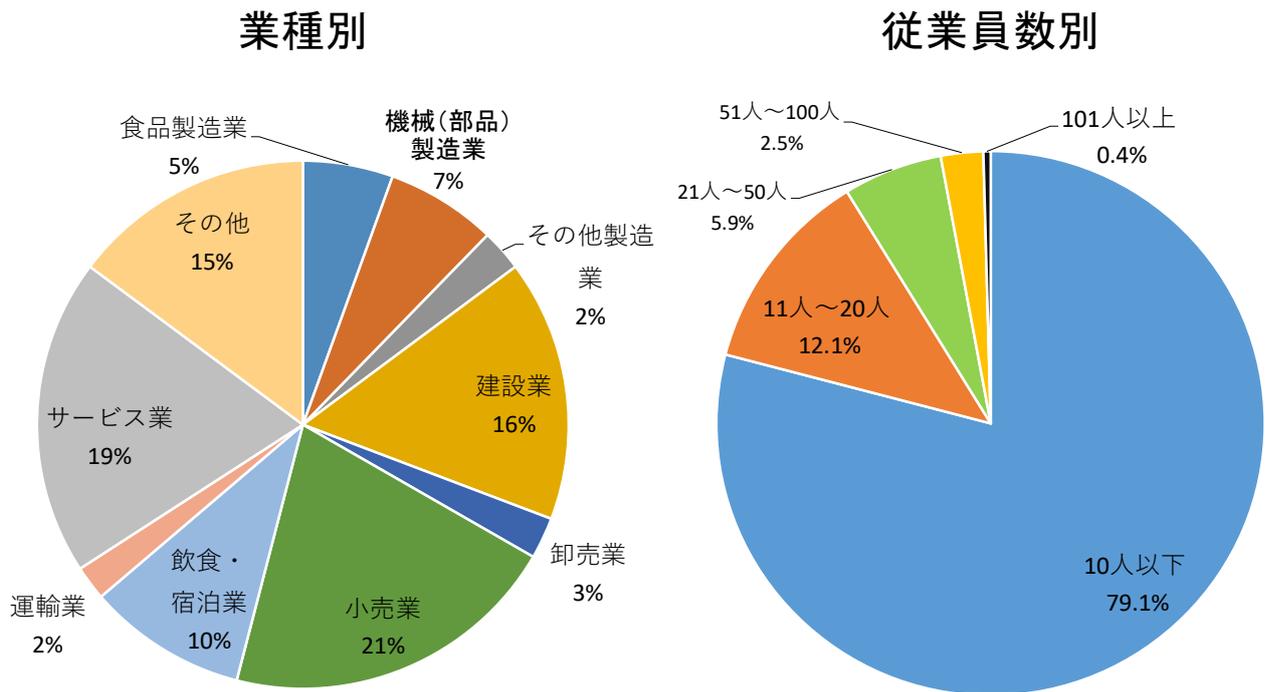
<アンケートの設問について>

○アンケートは6つの設問で構成している。

- ・問1 現在重要だと考えている経営課題について
(13の選択肢から上位3位までを選択するもの)
- ・問2 今後5年間で重要になると考えている経営課題について
(問1と同じ選択肢から上位3位までを選択するもの)
- ・問3 必要だと考えている経営支援策について
(16の選択肢から上位3位までを選択するもの)
- ・問4 「高畠町の産業の強みだと考えているもの」「高畠町の産業の弱点や克服すべき課題だと考えているもの」について (それぞれ自由記入)
- ・問5 貴事業所の強みだと考えているものについて (自由記入)
- ・問6 当町の中小企業振興政策についてのご意見 (自由記入)

3

＜回答者事業所内訳＞



4

問1 現在重要だと考えている経営課題について（1位から3位まで）

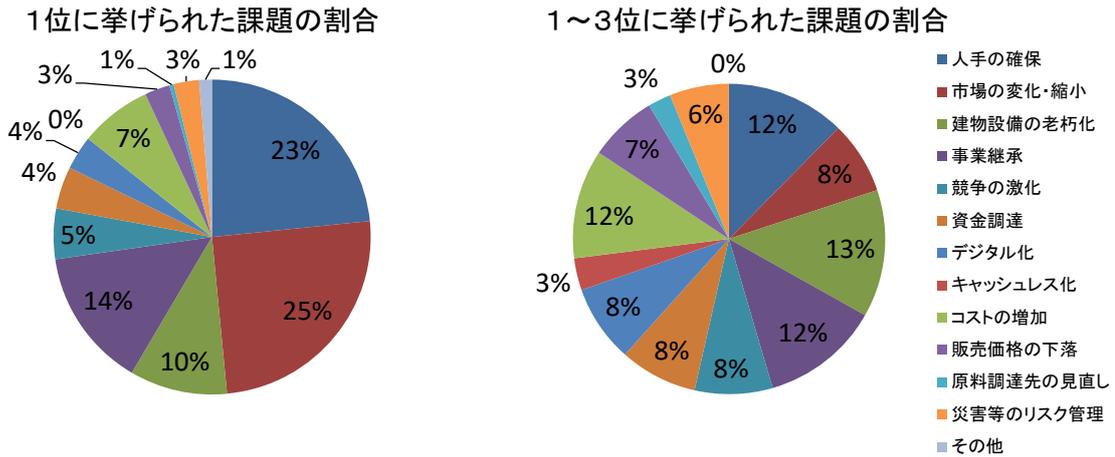
- ・1～3位の合計では「人手の確保」が最も多くなった。1位から3位までのすべてで「人手の確保」が2番目に多く挙げられている。
- ・1位に挙げられた課題で最も多かったのは「市場の変化・縮小」だった。2位に挙げられた課題でも「市場の変化・縮小」が最も多くなった。
- ・1～3位合計の3番目は「事業継承」、4番目は「建物設備の老朽化」となり、長年の経営に伴う課題が上位に並ぶ結果となった。

		1位	2位	3位	1~3位合計
1	人手の確保	54	33	26	113
2	市場の変化・縮小	58	34	16	108
3	建物設備の老朽化	23	20	28	71
4	事業継承	33	24	26	83
5	競争の激化	12	28	17	57
6	資金調達	10	20	17	47
7	デジタル化	8	15	17	40
8	キャッシュレス化	0	7	7	14
9	コストの増加	17	18	24	59
10	販売価格の下落	6	11	15	32
11	原料調達先の見直し	1	4	5	10
12	災害等のリスク管理	6	6	13	25
13	その他	3	0	0	3
	計	231	220	211	662

■ 総数1位 ■ 総数2位 ■ 総数3位

5

問1 現在重要だと考えている経営課題について（1位から3位まで）



6

問2 今後5年で重要になると考えている経営課題について（1位から3位まで）

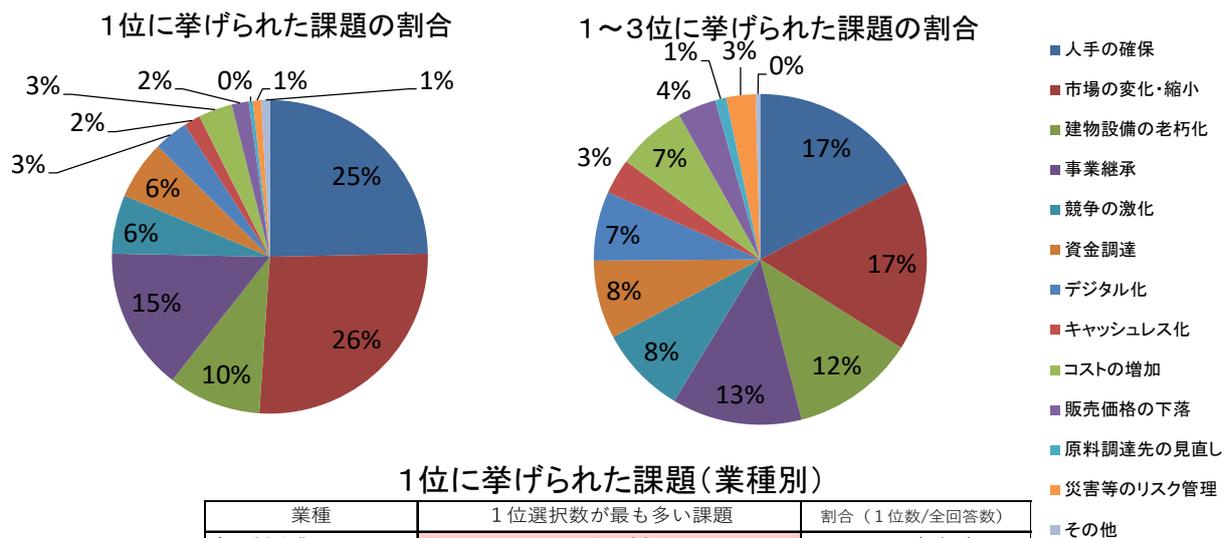
- ・1～3位の合計は「人手の確保」が最も多く、1位に挙げられた課題は「市場の変化・縮小」が最も多かった。
- ・1位及び1～3位合計のどちらとも問1と問2で同じ課題がトップ3となっているほか、回答数も問1と問2で大きく変わることはなかった。
- ・「建物設備の老朽化」の1～3位合計は問1より12.7%増（71→80）、「キャッシュレス化」は問1より64.3%増（14→23）となった。

		1位	2位	3位	1～3位合計
1	人手の確保	57	39	19	115
2	市場の変化・縮小	61	30	20	111
3	建物設備の老朽化	22	29	29	80
4	事業継承	34	20	30	84
5	競争の激化	14	34	9	57
6	資金調達	14	12	25	51
7	デジタル化	8	17	20	45
8	キャッシュレス化	4	7	12	23
9	コストの増加	8	19	18	45
10	販売価格の下落	4	8	13	25
11	原料調達先の見直し	1	2	4	7
12	災害等のリスク管理	2	6	11	19
13	その他	2	0	1	3
	計	231	223	211	665

■ 総数1位 ■ 総数2位 ■ 総数3位

7

問2 今後5年で重要になると考えている経営課題について (1位から3位まで)



1位に挙げられた課題(業種別)

業種	1位選択数が最も多い課題	割合(1位数/全回答数)
食品製造業	人手の確保	38.5%(5/13)
機械(部品)製造業	市場の変化・縮小	31.3%(5/16)
その他製造業	市場の変化・縮小	66.7%(4/6)
建設業	人手の確保	43.2%(16/37)
卸売業	市場の変化・縮小	83.3%(5/6)
小売業	市場の変化・縮小	38.3%(18/47)
飲食・宿泊業	人手の確保 市場の変化・縮小	21.7%(5/23)
運輸業	人手の確保	80.0%(4/5)
サービス業	事業継承	20.0%(9/45)
その他	市場の変化・縮小	26.7%(8/30)

8

問3 必要だと考えている経営支援策について(1位から3位まで)

・1～3位合計は「設備投資・更新支援」が最も多く、1位に挙げられた支援策は「人材確保支援」が最も多かった。問1、問2で人材確保を課題に挙げる事業者が多かったことを反映して、人材の確保や育成に対する支援を求める意見が多く寄せられた。

・「設備投資・更新」や「資金繰り」への支援については、課題としても上位に位置していたが、町の補助事業が既にあることから、支援制度のイメージがしやすいため、上位に挙げられた可能性もある。

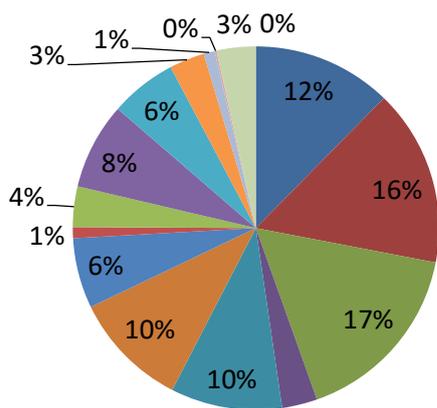
	1位	2位	3位	1~3位合計
1 人材育成支援	34	26	15	75
2 人材確保支援	42	38	16	96
3 設備投資・更新支援	38	32	31	101
4 商品開発支援	4	10	5	19
5 販路拡大支援	30	16	14	60
6 資金繰り支援	24	19	20	63
7 事業転換・多角化支援	10	16	12	38
8 創業支援	1	2	3	6
9 働き方改革支援	3	3	16	22
10 事業継承支援	12	14	21	47
11 デジタル化支援	7	15	14	36
12 キャッシュレス化支援	3	7	9	19
13 町内産原料調達への支援	3	0	3	6
14 海外展開への支援	0	0	1	1
15 災害等のリスク管理支援	5	4	12	21
16 その他	0	0	0	0
計	216	202	192	610

■ 総数1位 ■ 総数2位 ■ 総数3位

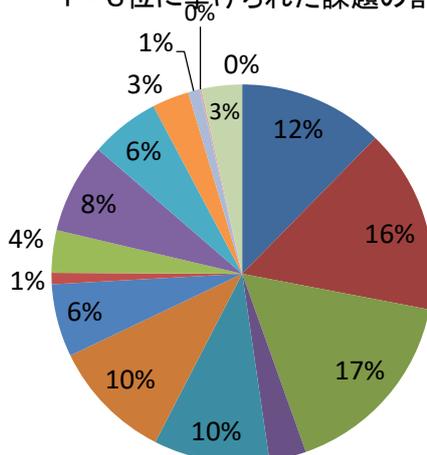
9

問3 必要だと考えている経営支援策について（1位から3位まで）

1位に挙げられた課題の割合



1～3位に挙げられた課題の割合



- 人材育成支援
- 人材確保支援
- 設備投資・更新支援
- 商品開発支援
- 販路拡大支援
- 資金繰り支援
- 事業転換・多角化支援
- 創業支援
- 働き方改革支援
- 事業継承支援
- デジタル化支援
- キャッシュレス化支援
- 町内産原料調達への支援
- 海外展開への支援
- 災害等のリスク管理支援
- その他

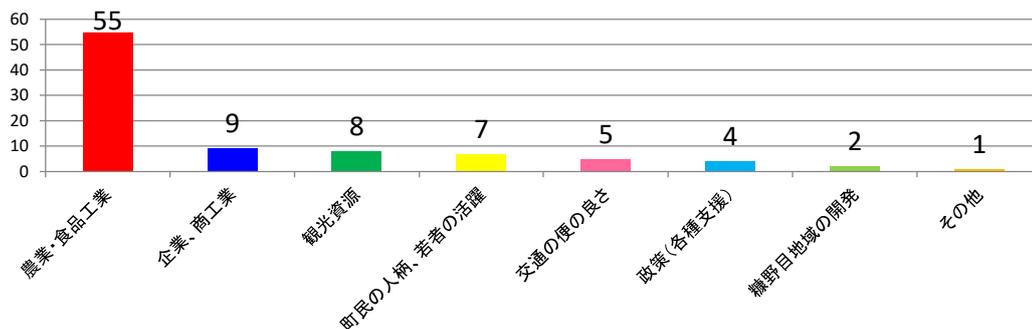
1位に挙げられた課題（業種別）

業種	1位選択数が最も多い課題	割合（1位数/全回答数）
食品製造業	人材確保支援	27.3%(3/11)
機械（部品）製造業	人材確保支援	26.7%(4/15)
その他製造業	販路拡大支援	33.3%(2/6)
建設業	人材確保支援	33.3%(12/36)
卸売業	販路拡大支援	60.0%(3/5)
小売業	販路拡大支援	24.4%(10/41)
飲食・宿泊業	設備投資・更新支援	21.7%(5/23)
運輸業	人材育成支援	40%(2/5)
サービス業	設備投資・更新支援	21.4%(9/42)
その他	人材育成支援	31.0%(9/29)

10

問4-1 高畠町の産業の強みだと考えているものについて（自由記入）

- ・回答数90（回答先の37.7%、送付先の10.0%）
- ・回答を分類したところ、「農業、食品工業」に関連するものが最も多く、全回答の過半数を占めた。特に米や果物（ぶどう、ラ・フランス）の生産について、ブランド化に成功している点を挙げるところが多かった。
- ・その他には、多くの企業・産業があること、観光名所が多いこと、人柄の暖かさや優秀な人材が多いことなどが挙げられた。

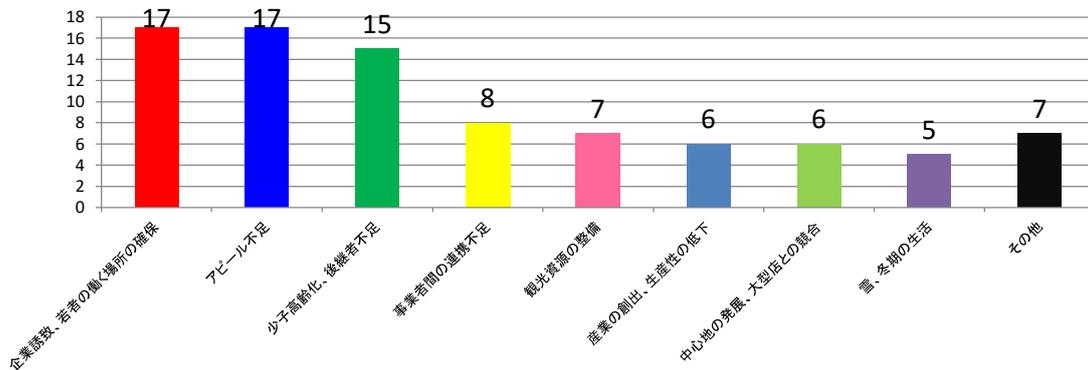


*1つの回答に複数の要素が含まれる場合は複数カウントしている。

11

問4-2 高富町の産業の弱点や克服すべき課題だと考えているものについて（自由記入）

- ・回答数68（回答先の28.5%、送付先の7.6%）
- ・回答を分類したところ、「企業誘致、若者の働く場所の確保」と「アピール不足」が同数で最も多く、「少子高齢化・後継者不足」が続いた。また、他の産業や企業間での連携が少ないことなどの意見が寄せられた。若者が減少していることによる地域の衰退や、町内事業者の高いポテンシャルを活かしきれていないことが課題とみなされているようだった。

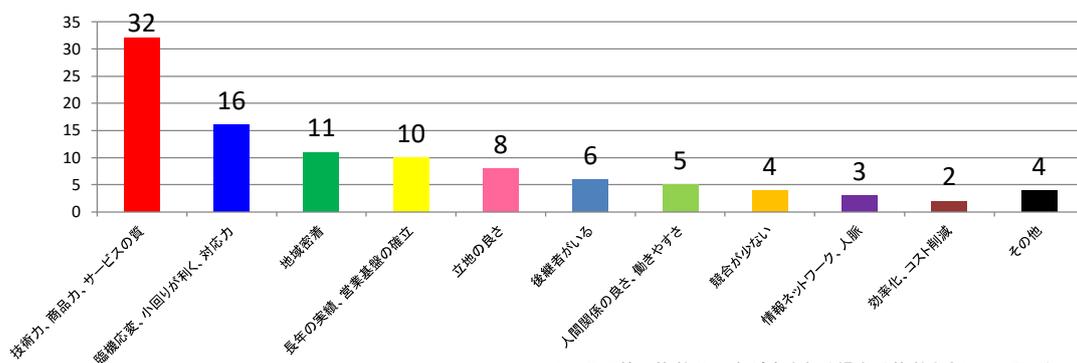


* 1つの回答に複数の要素が含まれる場合は複数カウントしている。

12

問5 貴事業所の強みだと考えているものについて（自由記入）

- ・回答数101（回答先の42.3%、送付先の11.3%）
- ・最も多かった回答は「技術力、商品力、サービスの質」に関するもので、オリジナル商品の開発や専門性の高さなどが挙げられた。
- ・2番目に多かった回答は多様なニーズに応えられることや、素早い対応ができることなど対応力の高さに関するものだった。
- ・その他に地域密着や長年の実績、立地の良さなどにより顧客を獲得し、経営基盤を構築していることが強みとして挙げられていた。

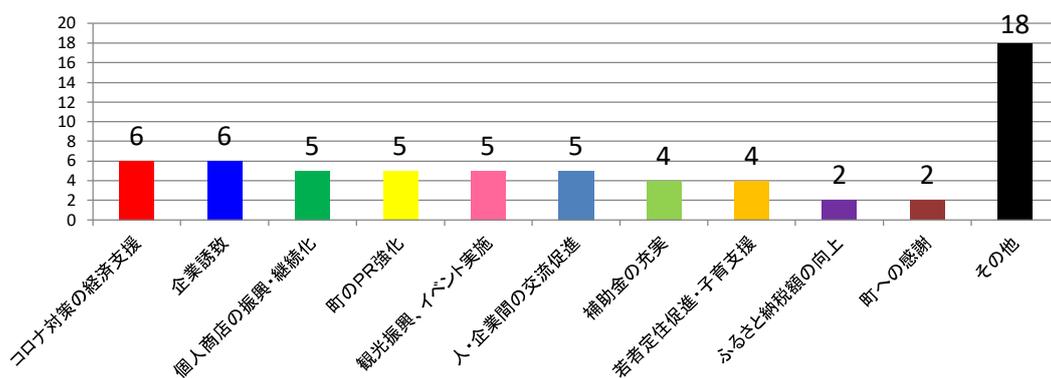


* 1つの回答に複数の要素が含まれる場合は複数カウントしている。

13

問6 当町の中小企業振興政策に関してのご意見（自由記入）

- ・回答数64（回答先の26.8%、送付先の7.1%）
- ・寄せられたご意見の内容は様々であり、特定の内容に集中しなかった。
問3や問4-2で多く寄せられた課題に加えて、コロナ対策の経済支援を要望する声が一定数あった。
- ・その他に分類した主なご意見
「各企業組合への町工事の発注・補助を充実させてほしい」
「建設組合が公共事業だけに頼りすぎて民営業務が伸びない」
「人材紹介」「公衆無線LANエリアの拡大」「現場の声を聞いてほしい」
「コロナに負けず以前のような元気な町になるよう願っています」



* 1つの回答に複数の要素が含まれる場合は複数カウントしている。

2 統計から見た当町の産業

「人口の推移」、「工業の推移（事業所数・従業者数）」、「工業の推移（製造品出荷額等と付加価値額）」、「商業（小売業）の推移」について、統計から見た当町の産業の姿は次のとおりです。

【人口の推移】

平成22年より人口減少率が高まりはじめているが、「平成27年～令和2年」の減少率▲5.9%と県内市町村の中でも中位を占めている。

「65歳以上」の割合も30%を超え増加傾向にあるものの、「15～64歳」の生産年齢人口は50%半ばを占めている。

【工業の推移】

工業系の事業所数・従業者数は減少傾向にあるものの、付加価値額はほぼ横ばい状態になっている。なお、製造品出荷額等は、国内外の経済情勢等の影響を受け安定していない。

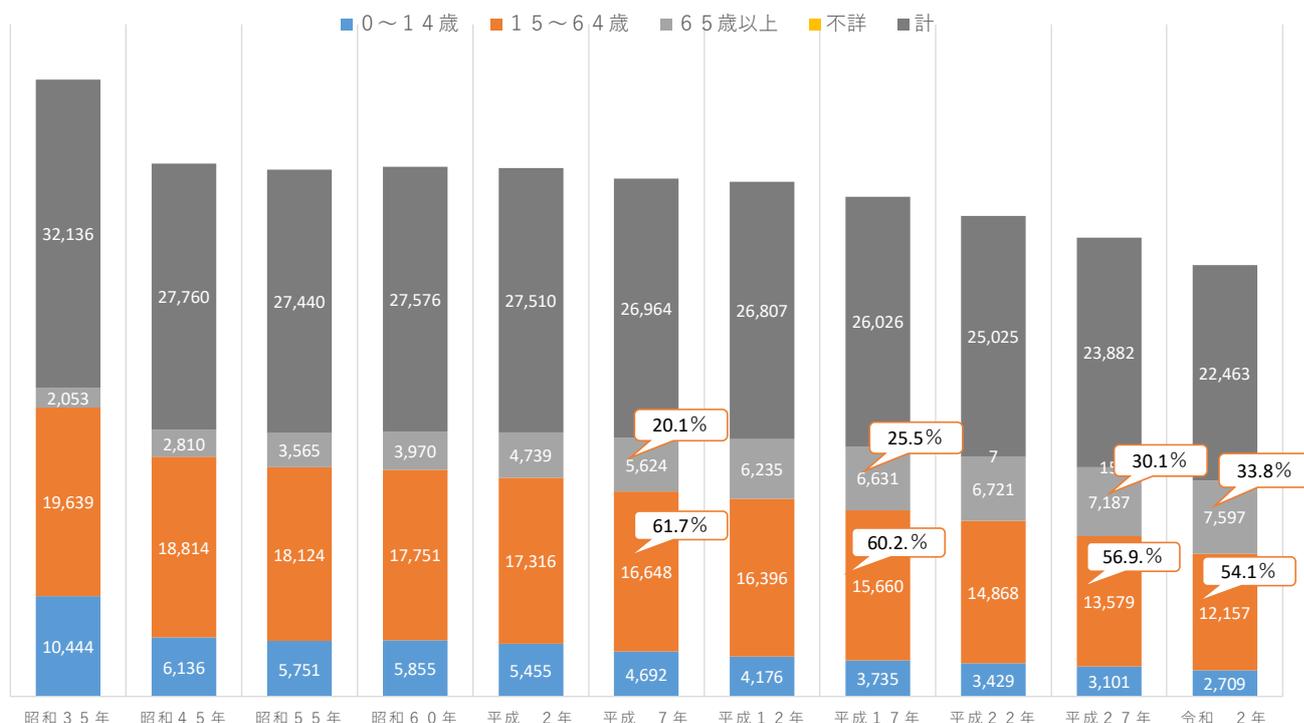
【商業の推移】

商業（小売業）は比較的古い統計となるが、事業所数・従業者数とも減少傾向にあるが、年間商品販売額はほぼ横ばい傾向になっている。

なお、ネット販売など流通形態も多様化しており、苦戦が続いている。

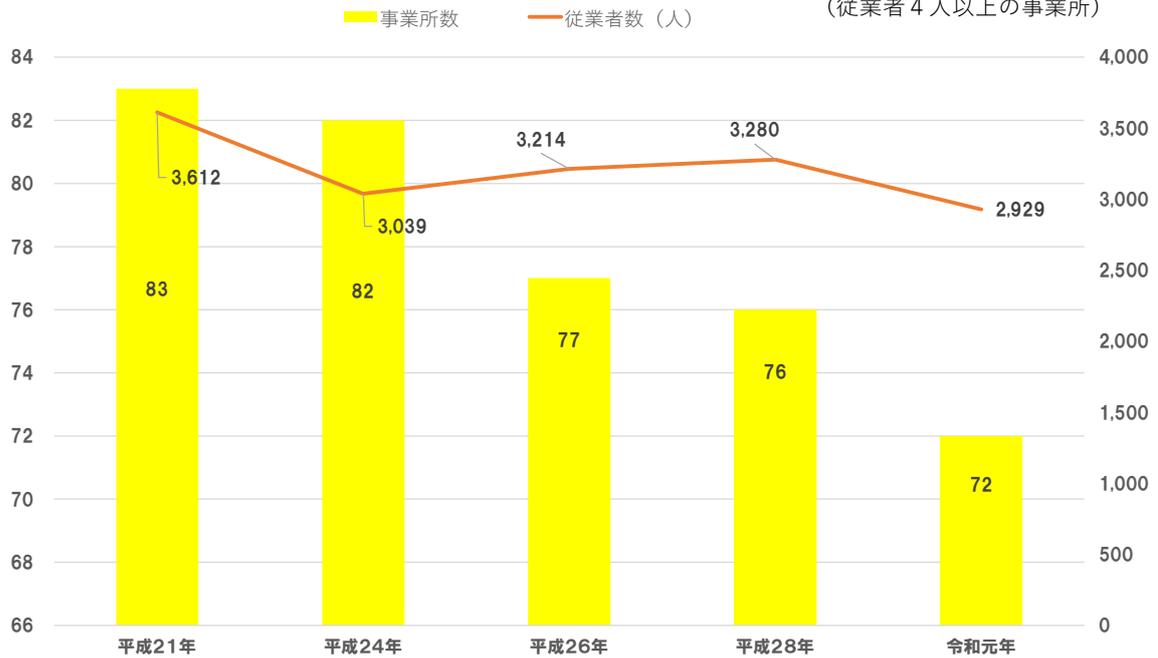
人口の推移（世代別）

出典：国勢調査



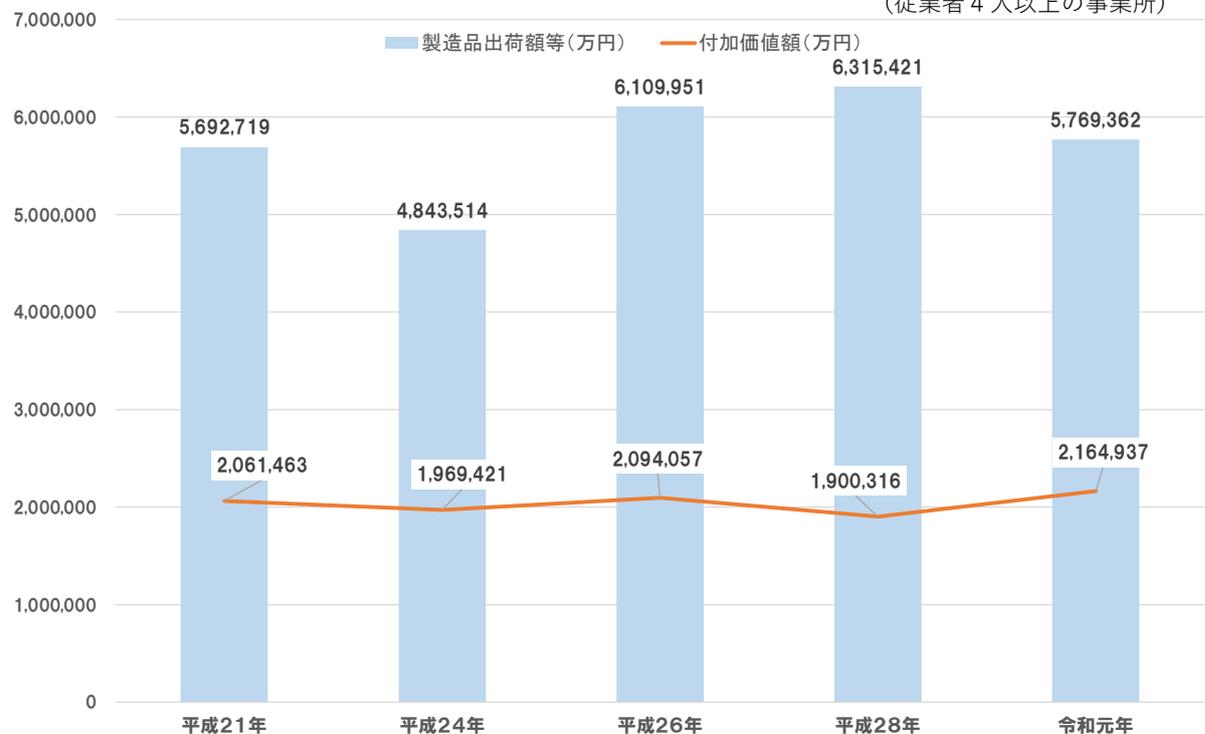
工業の推移(事業所数・従業者数)

出典：山形県工業統計
(従業者4人以上の事業所)

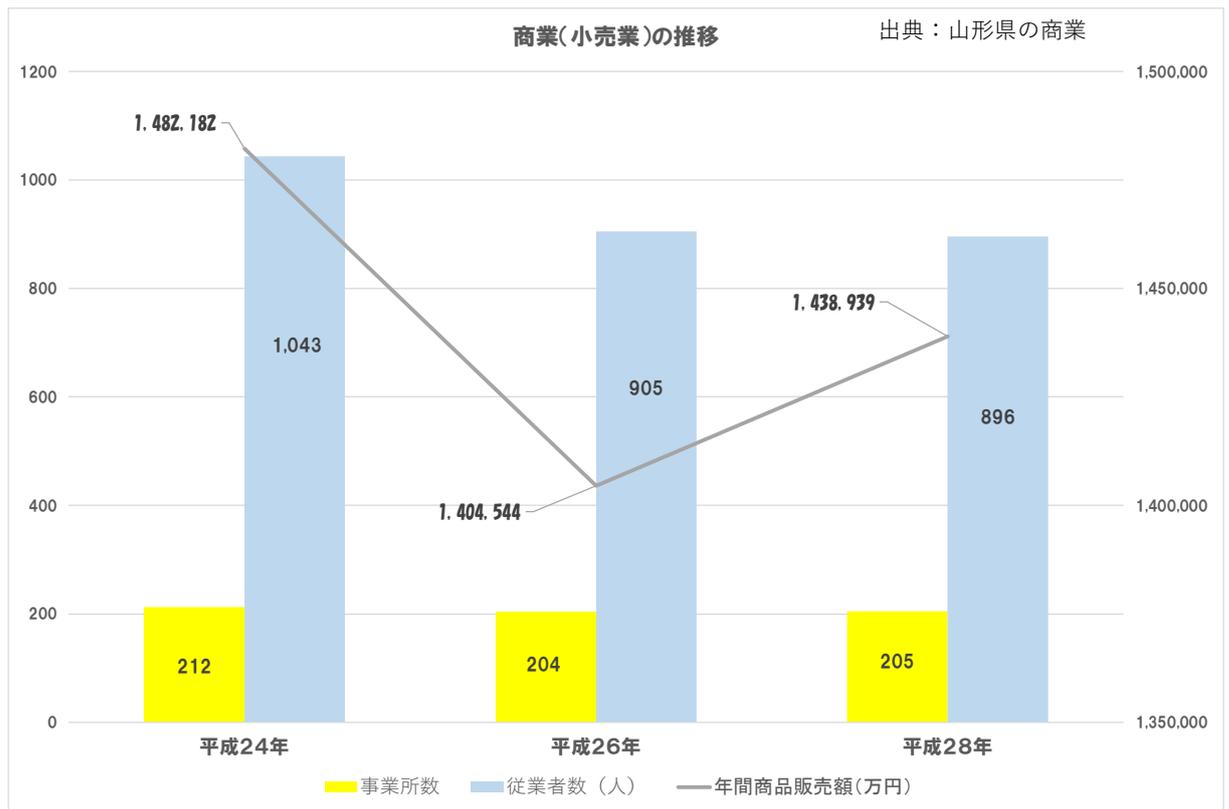


工業の推移(製造品出荷額等と付加価値額)

出典：山形県工業統計
(従業者4人以上の事業所)



※付加価値：企業が新たに付け加えた価値
⇒売上高から外部調達費を引いたもの



3 中小企業・小規模企業の課題

3-1. 不確実性が増す時代

- (1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大による事業継続のリスクが高まっており、収束の見通しが立たない中、ウイズコロナ、アフターコロナに対応した新たな経営の取り組みが求められております。
- (2) 中国のハイテク分野での技術力向上が顕著となり、米中の技術覇権を巡る争いなどを背景に、戦略産業の育成やグローバル・サプライチェーンの見直しなど、各国で経済安全保障に関する取り組みが強化されております。そのため世界の政策不確実性と地政学リスクが高まっております。
- (3) 台風、大雨、洪水、土砂災害、地震、津波、火山噴火など自然災害を巡る不確実性が高まっており、それらによる直接的・間接的な経済への影響と危機対応が益々重要となっております。

そのため、カーボン・ニュートラルと呼ばれる世界的な脱炭素化を深化させる動きが加速し、再エネ・新エネ、スマートシティ、革新的エネルギー・環境技術開発が進展しております。

- (4) 世界規模でデジタル化が急速に進展し、経済・社会システムの再設計と企業経営のデジタル・トランスフォーメーション（DX）が加速化しております。また、AI（人工知能）、次世代通信技術、ビッグデータ、IoT（モノのインターネット化）、ロボット、量子コンピュータ等の技術が飛躍的に進歩しており、非連続な変化を引き起こす可能性のあるデジタル技術革新への対応が求められております。

以上のことから、不確実性が増す時代に対応して行く当町の戦略や支援の拡充を再認識し、持続可能な経営環境の整備を構築して行かなければなりません。

3-2. 経営基盤の強化と生産性の向上

- (1) 国連が推進するSDGs（持続可能な開発目標）のように、「持続可能な社会」の実現は、国際的な共通課題となっております。また、企業の成長と持続可能な社会の実現は不可欠のものとして捉えられるようになり、企業の社会的責任はますます大きくなっております。こうした取り組みは、グローバルな市場で活躍する大企業のみならず、地域社会を支える中小企業においても求められております。
- (2) また、SDGsと共に近年注目されているESG（環境、社会、管理体制）経営は、超短期的な企業ブランドの価値向上や資本市場での評価向上のみならず持続可能な収益の確保などのメリットがあることから取り組む中小企業が増えております。
- (3) 人口減少社会が到来し、地域経済の縮小や情報通信技術（ICT）の発達、普及や社会活動のグローバル化の中で、中小企業を取り巻く環境はめまぐるし

く変化しており、I o T、5 G、E C（電子商取引）、キャッシュレス決済、軽減税率、インボイスなど、消費行動やシステムをはじめとした経済環境の変化に対応できる経営基盤の強化が必要です。

- (4) 新分野への取り組みや第二創業、企業内起業等、企業自らが新たな事業展開に取り組むことが求められています。
- (5) 町内の労働生産性は全国と比べて低い状況にあります。設備導入やI T（情報技術）、I o T、A I（人工知能）、R P A（ロボットによる業務自動化）等の活用により、生産性向上を図っていく必要があります。
- (6) 農林業においては、地域で生産された農林畜産物の消費拡大につなげるために、農商工連携や6次産業化などをさらに進める必要があります。なお、町内で調達できるものは町内の事業者で購入する仕組み・仕掛けをつくり、内需拡大・地産地消を推進することにより、事業者・生産者の収入増につなげるとともに、町内製品の消費拡大を進める取組みが求められています。
- (7) また、産業間の連携による町内や置賜圏域における経済循環の促進を図ることが必要となっております。

3-3. 人材の確保・育成

- (1) 少子高齢化の進展により生産年齢人口が減少する中、学生の町外流出や県内企業の採用が広がっており、町内中小企業・小規模企業にとって人材確保が困難な状況になっています。
- (2) 「仕事を選ぶ上で重視したいこと」として、「やりたいことに取り組む」「仕事と私生活の両立」が若い世代で高くなっております。学生に地域の産業や企業の魅力を伝えることや、ふるさと教育及びキャリア教育を推進する必要があります。

併せて、当町で働きたい、働き続けたいと思える就労環境を整備することにより、働き方改革やワーク・ライフ・バランスの推進が必要です。
- (3) 女性や高齢者、障がい者、外国人などが活躍できるよう、就業機会の拡大や意欲・能力を発揮できる環境づくり、多様な働き方を可能とすることが重要な課題となっています。
- (4) 一方、人手不足に対応するため、設備導入やI T、I o T、A I、R P A等の活用により、生産性向上を図っていく必要があります。

3-4. 起業・創業と事業承継

- (1) 当町の創業比率は全国と比べて低い傾向にあるため、起業・創業を推進することにより新陳代謝を促し、地域経済の活性化を図ることが必要です。
- (2) 経営者の高齢化が進む中、後継者不在により廃業を選択せざるを得ない場合も考えられ、事業所の減少による地域の賑わいや雇用、技術の喪失が懸念されており、円滑な事業承継への支援が必要です。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

当町の企業の9割以上を占める中小企業・小規模企業は、地域経済を支えてきたばかりでなく、雇用と賑わいを創出し、地域社会においてもまちづくりの担い手として重要な役割を果たしています。

しかしながら、少子高齢化による生産年齢人口の減少、グローバル経済の進展、そして新型コロナウイルス感染症の世界規模での拡大など中小企業・小規模企業を取り巻く環境が不確実で大きく変化する中で経営環境は厳しさを増しています。

本計画では、中小企業・小規模企業の役割と重要性について、町民、事業者、中小企業支援団体、教育機関、金融機関等及び町が共通認識を持ち、その果たすべき役割を明らかにしながら、当町の産業特性や持続可能な開発目標（SDGs）の理念を踏まえ、不確実性の増す時代を乗り越えられるようなチャレンジングな企業群を創出するために分野横断的に中小企業・小規模企業の振興を推進します。

基本理念

不確実な時代を乗り越えるチャレンジングな企業群づくり

2 基本方針

業種や職種を問わず、多くの企業が共通の課題としているのは、「生産性の向上」、「人材の確保・育成」です。加えて、企業の新陳代謝を促進し、地域経済の活性化を図っていく必要があります。

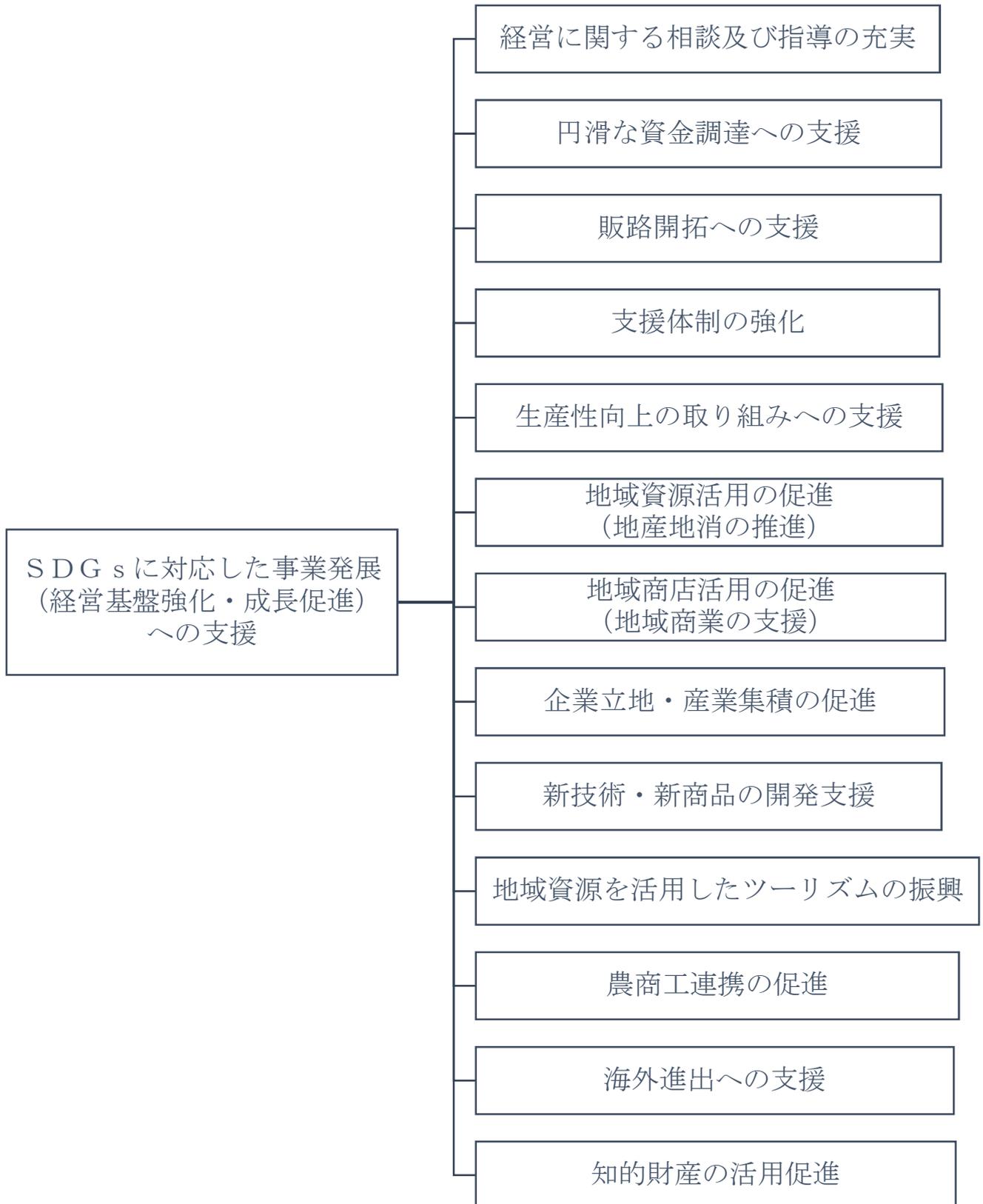
本計画においては、条例で定める施策の基本方針を踏まえ、次の3つの基本方針を優先的に関係者の役割分担を整理し展開してまいります。

基本方針

1. SDGsに対応した事業発展（経営基盤強化・成長促進）への支援
2. 人材の確保・育成
3. 起業・創業の推進、円滑な事業承継

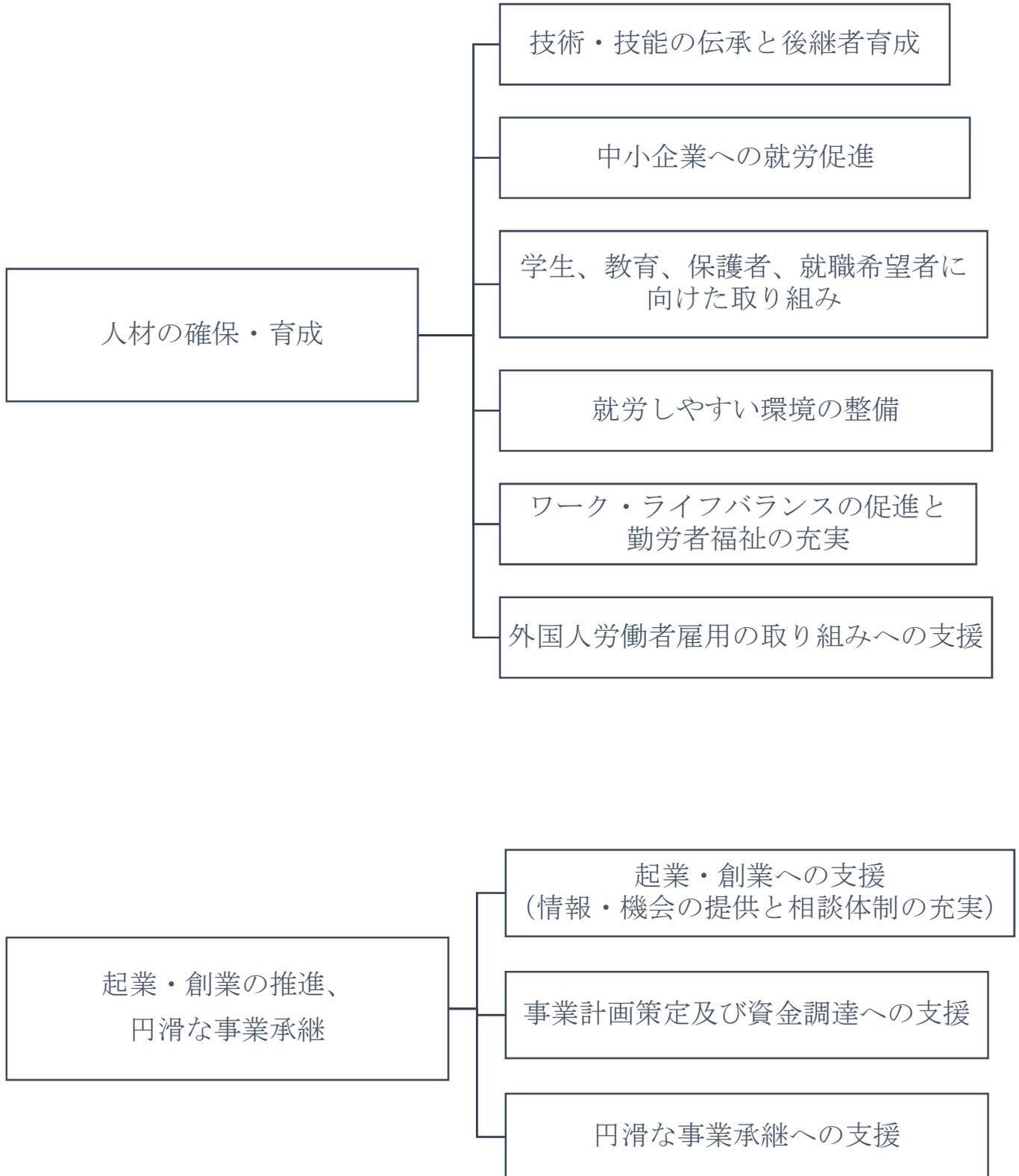
【基本方針】

【基本施策】



【基本方針】

【基本施策】



第4章 中小企業・小規模企業振興に向けた取り組み

1 基本方針1 SDGsに対応した事業発展(経営基盤強化・成長促進)への支援

【方向性】

生産年齢人口の減少に加え、今後、社会の様々な面でITやAI、RPA等の先進技術の導入が進み、町内中小企業・小規模企業の経営環境は著しく変化していくことが予想されます。

町内中小企業・小規模企業には、SDGsの理念を踏まえながら、ITやAI、RPA等の導入や、これに対応できる技術を有する人材を育成し、生産性向上や事業拡張等での基盤強化が求められております。また、消費形態や流通システム、生産体制の変化等に対応し、地域経済の主役として多様な雇用を創出し、地域活性化の推進力としての変革も求められます。

関係者は連携を強化し、町内中小企業・小規模企業の競争力強化に向けた新商品や新サービスの開発支援や、町内中小企業・小規模企業の優れた経営資源と研究機関等あるいは異業種企業間のマッチングによるビジネスチャンスの創出等による経営基盤強化、成長促進を図るとともに、町内中小企業・小規模企業自らの変革を促すための支援に取り組みます。

【取り組み内容】

1-1 経営に関する相談及び指導の充実

- (1) 商工会の経営指導員等による巡回指導や窓口相談などにより金融、財務、労働、社会保険、経営・技術の改善等、中小企業や小規模企業の経営全般にわたる支援を実施する。
- (2) 中小企業支援団体や地域金融機関と情報を共有することにより、中小企業の相談支援体制を強化する。
- (3) 中小企業に、自社の災害リスクや自然災害及び事故などへの対応を定めた事業継続計画(BCP)策定について、商工会等と連携して支援する。
- (4) SDGsの普及推進を行うとともに、その達成に向けた相談や支援を行う。

1-2 円滑な資金調達への支援

- (1) 中小企業の事業活動に必要な資金の円滑な調達を支援するため、国・県・町が行う中小企業向けの低利融資制度や日本政策金融公庫が取り扱う小規模事業者経営改善資金(マル経融資)について情報提供するとともに、商工会等につなげる。
- (2) 新分野への参入や新たな事業展開等、経営基盤の強化に取り組む中小企業・小規模企業に対し、関係団体の支援制度など必要な情報を提供する。

1-3 販路拡大への支援

- (1) たかはたブランドの独自認証制度を拡充しながら、ふるさと納税返礼品や高畠タウンプロモーション事業を活用するなど、地場産品の販路拡大につなげる。
- (2) バイヤーと生産者をマッチングさせる相談会をはじめ、「高畠フェア」の開催等により、新たな販路の創出を支援する。
- (3) 各業界が取り組む産地PRや展示会、商談会等販路開拓の活動を支援する。
- (4) 県や関係機関が開催する物産展や商談会等の情報を提供する。
- (5) 国内外で開催される展示会等への出展を支援することで受注機会を拡大する。
- (6) 町内中小企業・小規模企業の連携や交流を促進するため、関係団体と連携しビジネスマッチング商談・展示会を開催し取引の拡大につなげる。

1-4 支援体制の強化

- (1) 地域金融機関との連携等により、情報交換を通じて、中小企業・小規模企業の設備投資、ビジネスマッチング、資金調達、新規創業、海外展開、企業立地、事業再生、事業承継の取り組みを連携して支援する。
- (2) ホームページ等で事業者に対する国・県・町の産業支援制度を周知する。

1-5 生産性向上の取り組みへの支援

- (1) 異業種間や産学官金との交流や中小企業・小規模企業の事業連連携を促進し、生産性の向上や取引の拡大を目指す。
- (2) ものづくり企業の生産性向上に向けて、設備導入やソフトウェア導入等の支援を実施する
- (3) ものづくり企業とIT企業との意見交換の設定や工場見学を通じて、製造業等のDX化や製造現場におけるAI・IoT・ロボット活用に向けた取り組みを支援する。
- (4) 品質管理、コスト低減による生産性の向上を図るため、5S活動等の製造現場の現場改善の取り組みを支援する。
- (5) 製品の高付加価値化、営業力強化等に向けた人材育成を推進し、中小企業・小規模企業が自主的におこなう研修等を支援することで生産性向上を目指す。

1-6 地域資源活用の促進（地産地消の推進）

- (1) 県の普及員、JAや専門家のアドバイス、各種助成事業の活用により、農産物を活用した新たな商品づくりや販路開拓に積極的に取り組む中小企業・小規模企業を支援する。
- (2) 農産物や加工技術等の地域資源を活用した商品開発に対する各種支援を通じて、高付加価値商品の創出を関係団体が連携して行う。
- (3) 有機農産物をはじめ地域資源を活用した商品やサービスの競争力を高めていくことにより、魅力ある地域ブランドへと進展させる。
- (4) 農業所得の向上を図るため、収益の見込める園芸作物の生産振興と産地化の取り組みを推進する。
- (5) 地元産木材の利活用に対する、地元の関係団体や中小企業のネットワーク化

による積極的な取り組みを支援する。

(6) 大規模経営による産地化の取り組みに対する支援を行うとともに農産物の生産販売に取り組む小規模農家を支援し、少量の積み重ねによる地産地消の推進を目指す。

(7) 地域で生産、製造、加工された産品又は提供されるサービスの利用を図る。

1-7 地域商店活用の促進（地域商業の支援）

(1) 商工会等の関係団体と連携し、遊休不動産の活用や空き店舗への出店の支援などに取り組み、商店街をはじめ中心市街地の魅力向上や賑わいづくりにつなげる。

(2) 商工会と連携し、民間事業者への支援などにより買い物不便地域の利便性向上を図る。

1-8 企業立地・産業集積の促進

(1) 県や商工会など関係機関との連携により、町外からの製造業・IT等ソフト産業の立地を促進し、雇用の場の確保・拡大や町内中小企業・小規模企業とのマッチングによるビジネスチャンスの拡大を図る。

(2) 町外からの企業誘致の他、町内企業の増床・移転立地による再投資を支援し、町内経済の活性化を図る。

1-9 新技術・新商品の開発支援

(1) 新製品・新技術開発の取り組みや地域のモデルとなるITシステムの開発を支援することで、競争力の強化や新ビジネスの創出につなげる。

(2) 県工業技術センターにおける技術相談、受託研究、設備機器利用等の情報提供を通じて、中小企業の技術の高度化を支援する。

(3) 県企業振興公社による個別指導やアドバイス等の周知や情報提供を通じて、中小企業の技術力の向上や取引を拡大する。

1-10 地域資源を活用したツーリズムの振興・観光消費額の拡大

(1) 美しい自然景観や環境、歴史に培われた文化など、当町の魅力的な観光資源の活用と発掘を図り、これらの地域特性を生かしたツーリズムの振興に取り組む。

(2) インバウンド対応の強化や消費拡大のため、観光向け商品の開発支援や観光客ターゲットとした店舗の創業を支援する。

1-11 農商工連携の促進・6次産業化の促進

(1) 農業者と商工業者の業種を超えた連携を促進し、地域資源を活用した新商品開発やその販路拡大の取り組みを支援する。

(2) 県や関係機関と連携し、商品開発の支援や農業者と商工業者とのマッチング等により農商工連携や6次産業化の取り組みを推進する。

1-12 海外進出への支援

(1) 新たな需要を求め海外市場への進出を検討する中小企業・小規模企業に対して、現地情報や進出にあたっての基本的な知識、進出戦略の作成等の支援を実

施するジェットロ山形や県企業振興公社等へつなげる。

(2) 国内外で開催される展示会等への出展を支援することで受注機会を拡大する。

1-1-3 知的財産の活用促進

(1) 特許の取得方法、商標トラブル、海外への申請など多岐にわたって支援を行う県知財総合支援窓口についての情報提供を行う。

(2) 町内企業への具体的な保護支援については、国・県等の支援策の情報提供を行う。

(3) 町内企業と川崎市との知的財産交流を通じた休眠特許の利活用などを推進する。

【目標値】 総：第6次町総合計画（目標値…令和5年度）

戦：第2期たかはた未来創生総合戦略（目標値…令和6年度）

総・戦：（目標値…令和6年度）

区別	評価指標	総合計画等 策定時の現状値 (平成30年度)	実績 (令和2年度)	目標値	備考
総・戦	町内宿泊者数（年間）	29,372人	14,162人	34,372人	
総・戦	外国人宿泊者数（年間）	484人	94人	5,000人	
総・戦	ふるさと納税の申し込み延べ人数（年間）	1,572件	8,023件	3,000件	
総	製造業付加価値額	221億円	226.8億円	268.9億円	令和元年実績
総	商業年間商品販売額	273.2億円	273.2億円	287億円	平成28年実績
総	町外企業との連携事業数	2事業	0事業	7事業	
総	町内農畜産物の新規需要取引数	—	1	5	
総	地産地消取組事業数	28事業	28事業	33事業	
総	たかはたブランド認証数	30商品	31商品	40商品	
総	首都圏プロモーションの実施回数（年間）	5回	1回	10回	
戦	製造業粗付加価値額	231億円	—	240億円	調査年度外
戦	農産物直売所・加工所数	21か所	20か所	25か所	
戦	ふるさと納税返礼品数	55品目	355品目	300品目	

【重点評価指標目標値】

区別	評価指標	現状値 平成30年度	実績 令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
総・戦	製造品出荷額等	577億円	576.9億円 (令和元年度)	577億円	578億円	580億円	580億円
総・戦	農業産出額	80.6億円 目標値83億円 (令和6年度)	86.7億円 (令和元年度)	86.7億円	86.7億円	86.7億円	86.7億円
総	町内観光者数	120万人	49.2万人	80万人	110万人	120万人	120万人

2 基本方針2 人材の確保・育成

【方向性】

人口減少が進む中、若者の町外流出や首都圏の企業の採用の活発化により、町内中小企業・小規模企業にとって人材確保は喫緊の課題です。町内中小企業・小規模企業においては、必要な人材確保のため、自社の強みや魅力を発信し、また、多様な労働ニーズに対応するため、女性や高齢者、障がい者が働きやすく活躍できる労働環境の整備、ワーク・ライフ・バランスの推進等積極的な取り組みが求められています。

そのためには、働き方改革を進め、経営者自らが意識や行動を変革することが重要です。町は、U・Iターン就職促進、高校生・地元大学生等の町内中小企業・小規模企業への就職支援や人材確保を支援します。また、子どもの頃から企業見学や職業体験を通じて、早い段階からの職業観の育成や町内中小企業・小規模企業の魅力発信を図ります。

男女共同参画と多文化共生の観点から、多様化する働き方やワーク・ライフ・バランスの重要性と働く人の多様性への理解が必要であることを啓発し、誰もが活躍しやすい職場環境づくりを支援します。

【取り組み内容】

2-1 技術・技能の伝承と後継者育成

- (1) 中小企業の従業員の技術・技能習得のため、関係機関によるセミナー等により、キャリアアップ・スキルアップにつながる機会を提供する。
- (2) 中小企業・小規模企業が自社の人材育成計画に基づいて実施する研修会等の開催、参加を支援する。
- (3) 伝統的な技術、技能の継承と後継者の育成を図るため、中小企業・小規模企業が行う技術、技能の継承に関する活動を支援する。
- (4) 優良従業員をはじめ伝統的手作り技能者や優良建設工事等の表彰を通じて、産業の魅力や技術力をPRし、技術・技能を継承する人材の確保・育成・定着を目指す。
- (5) 中小企業支援団体や地域金融機関等と連携しながら、経営の専門人材とのマッチングや経営者及び従業員の知識、管理能力等の向上を図る研修を推進する。
- (6) 国や県、関係機関と連携し、技術・技能の習得やキャリアアップのための情報提供を行う。
- (7) 町雇用対策協議会、商工会、町内中小企業・小規模企業、教育機関等と連携し、将来の担い手となる新規就業者の確保・育成を推進する。

2-2 中小企業への就労促進

- (1) 若年者やU・Iターン希望者等の就職促進を図るため、若年者の就職支援窓口やハローワークと連携しながら総合的な就職支援を実施する。
- (2) 町企業ガイドブックをはじめWEBやSNS等を活用し、町内企業の魅力や働く人々の姿を発信し、企業の発信力強化を支援するとともに、町内企業の認知度を高めることにより、町内企業への就労を促進する。
- (3) 関係機関と連携し、高校生と企業との情報交換会を開催することにより、就職のミスマッチ等の解消や町内企業への就職を促進する。
- (4) 国・県が行う求職者の技術・技能習得活動の周知を図り、資格習得による就職機会を創出する。
- (5) 働き方改革や多様な人材の活用など、国の動向も踏まえ、柔軟な働き方について研究して行く。

2-3 学生、教育、保護者、就職希望者に向けた取り組み

- (1) ふるさとへの愛着と誇りの醸成、ふるさとで働くことへの興味・関心等を喚起するため、町内小中学校におけるふるさと教育、キャリア教育を推進する。
- (2) 中小企業や関係機関、大学等の教育機関との連携のもと、インターンシップ等を通じたキャリア教育を推進する。
- (3) 教職員を対象に企業を見学する機会を設け、地元企業やその業務内容について知る機会を提供し、学生への進路指導やキャリア教育への活用を促進する。
- (4) 高校生や保護者、教職員と地元企業が交流する機会を設け、地元企業への理解を深め、地元の魅力ある活躍の場があることを伝えることにより、「地域への理解と愛着」の意識を醸成する。
- (5) 町内の子どもたちやその教職員、保護者などに対し、町内ものづくり企業自体や事業内容を知ってもらう機会を創出するため工場見学相談窓口を設置する。

2-4 就労しやすい環境の整備

- (1) 国・県による労務管理の専門家派遣や生産性向上支援のコンサルティング費助成などの利用促進を図るとともに、ニーズに応じた助成制度等の支援策の検討を行う。
- (2) 女性や高齢者、障がい者、外国人などが活躍できるよう、就業機会の拡大や意欲・能力を発揮できる環境づくりに取り組む。

2-5 ワーク・ライフ・バランスの促進と勤労者福祉の充実

- (1) ワーク・ライフ・バランスの動向について関係機関が情報を共有し、連携した啓発活動を行うことで、中小企業・小規模企業の意識醸成を図る。
- (2) 国・県の様々な支援制度について、周知を図って行く。

2-6 外国人労働者雇用の取り組みへの支援

- (1) 技能実習生制度や特定技能制度に取り組んでいる監理団体や町内企業等招へいし、外国人材活用セミナーを開催し情報収集や情報提供を行う。

【目標値】 総：第6次町総合計画（目標値…令和5年度）

戦：第2期たかはた未来創生総合戦略（目標値…令和6年度）

区別	評価指標	総合計画等 策定時の現状値 (平成30年度)	実績 (令和2年度)	目標値	備考
総・戦	農業体験者数	533人	0人	700人	
総	若者の就農者数（年間）	5人	5人	維持	
総	町公式YouTubeチャンネル農業 番組制作本数（累計）	1本	2本	20本	
総	多様な働き方支援の情 報提供手段の増加	1ツール	2ツール	4ツール	
総	新規高等学校卒業求職 者の県内への就職率	74.6%	72.57%	80.20%	
総	職業体験・企業説明会に参加し た小中高校生の人数（年間）	200名	69名	280名	
戦	認定農業者数	321人	299人	340人	
戦	農業法人数	19法人	28法人	25法人	
戦	やまがた子育て・介護応援いきいき企 業の実践企業数（累計）	5社	5社	10社	

【重点評価指標目標値】

区別	評価指標	現状値 平成30年度	実績 令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
戦	町内事業所に就職し た高校生新規学卒者 数（累計）	41人	30人	34人	35人	35人	175人

3 基本方針3 起業・創業の推進、円滑な事業承継

【方向性】

経営者の高齢化や後継者不在等による廃業は、その企業の損失だけでなく、優れた技術や技能、販路、雇用が喪失し、地域経済にとって大きな損失となります。事業承継は、実現までに時間を要するため、親族や従業員への事業承継のほか、M&A（企業の合併・買収）、事業譲渡あるいは起業・創業者とのマッチング等、第三者への引継ぎも視野に入れ、計画的に進めることが求められています。また、事業承継を契機として、業態転換や新事業を展開することも当町の経済の活性化につながるものです。

そのためには、関係機関と連携し、国や県等の支援制度を活用しながら、円滑な事業承継を推進して行くことが重要です。

また、起業・創業者には、経営、財務、営業など幅広い専門知識が求められるとともに、多様な業種への対応、企業の成長ステージ（創業期、成長期、成熟期、衰退期）に応じた支援が必要であり、支援機関や金融機関等と連携して取り組むことも重要です。

町産業振興センターや同センターコワーキングスペースを整備しながら起業・創業しやすい環境づくりに取り組みます。

【取り組み内容】

3-1 起業・創業への支援（情報・機会の提供と相談体制の充実）

- (1) 商工会による窓口相談や創業セミナー等により、創業希望者が創業に向けて具体的な検討ができるように支援する。
- (2) 商工会、地域金融機関等の創業支援事業者と行政機関が連携を密にし、創業希望者や創業後間もない方へ、段階に応じた情報提供や指導等、きめ細かなサポートを強化することで創業の実現と安定した経営を目指す。
- (3) 創業後の経営の安定化を図るため、創業支援機関と連携し、継続的な相談・指導に応じるなど、企業の成長段階に応じた支援を実施する。
- (4) 創業支援窓口において、創業に関する相談内容に応じた支援・情報提供を実施する。
- (5) 起業や創業に際し必要な事務所やコワーキングスペース等については、町産業振興センターを整備しこれに充てる。

3-2 事業計画策定及び資金調達への支援

- (1) 創業意欲を持つ人が、確実な経営ができるよう、中小企業支援団体や専門の相談員が創業時の事業計画策定を支援するとともに、創業後も事業が軌道に乗るよう継続的にフォローアップを行う。
- (2) 開業資金や既存の資金調達支援制度の利用を促進するなど金融機関との連携を図りながら、創業時に必要となる資金の円滑な調達を支援する。

3-3 円滑な事業承継への支援

- (1) 円滑な事業承継の促進に向けて、関係機関と連携し、事業承継を希望する中小企業者と経営資源を引き継ぐ意欲のある方とのマッチングを支援する。
- (2) 経営者が早期に後継者の育成に着手できるよう、相談窓口の周知や啓発を実施する。

【目標値】 総：第6次町総合計画（目標値…令和5年度）

戦：第2期たかはた未来創生総合戦略（目標値…令和6年度）

区別	評価指標	総合計画等 策定時の現状値 (平成30年度)	実績 (令和2年度)	目標値	備考
総	創業セミナーの受講者数（年間）	15人	11人	15人	
戦	町内のサテライトオフィスを利用する法人・個人事業主数（累計）	8社	8社	15社	

【重点評価指標目標値】

区別	評価指標	現状値 平成30年度	実績 令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総	町の支援により創業・起業した者（社）数	8件	3件	6件	10件	18件

4 業種や分野別などの優先的な取り組み

社会情勢の変化や国の動向を踏まえて、3つの取り組みを優先的に実施して行き

ます。

4-1 【コロナショックへの対応】ウイズ・アフターコロナへの支援

現 状（社会情勢の変化・国の動向等）
<p>令和2年2月頃から、日本では新型コロナウイルス感染症防止に向けた様々な取り組みが行われてきた。特に、令和2年4月16日に新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐための緊急事態宣言の対象が全国へ拡大されて以降、全国的な行動自粛が行われ、経済をはじめあらゆる分野に大きな影響をもたらしており、町内中小企業・小規模企業の経営にも甚大な影響が及んでいる。</p> <p>その後、ワクチン接種の普及等により収束傾向にあるものの、感染の再拡大が懸念されており経済回復の見通しも不透明な状況にある。</p>
町施策の方向性
<p>感染拡大防止の普及に努めながら、地方創生臨時交付金を有効に活用し町内中小企業・小規模企業への様々な影響緩和策を講じており、今後も必要に応じて継続的な支援を行っていく。</p>
具体的な事業展開
<ol style="list-style-type: none">1. 国・県・町が実施する各種支援策の情報提供と相談窓口の設置を引き続き行う。2. 商工会、金融機関と連携した資金繰りや業態転換等の相談窓口を設置する。3. 受注の拡大、生産の効率化及び新製品の開発促進を図るために必要な工作機械等の設備導入の支援を行う。

4-2 【雇用】人材の確保・育成

現 状（社会情勢の変化・国の動向等）

大学等への進学や就職をきっかけとした若い世代の首都圏への転出が続いているが、貴重な労働力である若年層の流出は、労働供給の不足を招くことはもとより、新たな技術の取り入れを困難にしており、経済の悪化を引き起こす大きな要因となっている。

今や人材の確保は、経営上の重要な課題となっており、官民挙げての取り組みが不可欠となっている。

町施策の方向性

若年層の地元定着のため、短期的には地元企業等におけるインターンシップや企業ガイダンス等を通じた地元企業とのマッチング機会の確保を充実させる。長期的には、ふるさと教育や町内関係機関のSNS等を活用し、地元の優良企業を早くから知る取り組みを行い、高畠への誇りや愛着を高めることで、就職時には町内企業が選択されるようにする。

また、地元企業が国内外の企業や大学等の学術研究機関と連携を深めることで、技術力向上による産業の多様化・高度化を図り、若年層にとって高畠で働くことの魅力を高める。

業種別の人手不足と外国人労働者雇用の実態調査を行い、企業の雇用ニーズを把握し将来的な人材マッチングのデータを収集する。

具体的な事業展開

1. 高校生地元就職支援、地元企業の情報提供、町内企業へのインターンシップの支援、U・Iターン者の企業体験支援を行う。
2. タウンプロモーションを展開しながら高畠ファンを拡大し、高畠への誇りと愛着の醸成と高畠で働くことの意義を高めてもらい、移住・定住人口の獲得を図る。
3. 首都圏大学との交流、都市部の企業のテレワーク受入れにより、様々な知見や技術を持った人々が協働することでイノベーションが生まれるよう関係人口の拡大を図る。
4. 町内企業に対して外国人材のニーズ調査を行い、外国人雇用施策の検討を行う。

4-3 【タウンプロモーション】地域ブランドの発展

現 状（社会情勢の変化・国の動向等）

政府は、訪日外国人旅行者数を令和2年4,000万人、令和12年6,000万人まで拡大する観光ビジョンを策定し観光立国を目指していたが、昨今の新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により、訪日外国人旅行者数が激減しており、各地において新たな観光スタイルが模索されている。

また、SNSや電子商取引等により、地域の産品などを広くPRすることで、販売・利用の拡大を推進し、地域産業の活性化につなげる取り組みが各地で進められている。

このように観光や地域産品の魅力発信や交流を活性化させるプロモーション事業が各地で展開されている。

町施策の方向性

当町の観光資源の発掘やブラッシュアップを行い、新たな観光誘客を図る。
また、首都圏等において高畠町の特産品の展示販売を通じて広くPRするとともに、当町の強みを活かしたブランディングと集中的なタウンプロモーションを展開して行く。

具体的な事業展開

1. 「高畠イルミネーション」や「駅からサイクリング」などの体験型コンテンツの充実を図る。
2. 国内外に向けたタウンプロモーション事業の展開
 - たかはたフェア（JR仙台駅）
 - ふるさと納税ファン感謝祭（京王プラザホテルほか）
 - シンガポールや台湾とのオンライン商談会 など

5 評価指標と基本施策との関連表

※太字は「重点評価指標目標値」

【基本方針1】SDGsに対応した事業発展（経営基盤強化・成長促進）への支援

評価指標	基本施策
町内宿泊者数（年間）	1-10、第3次高畠町観光振興計画に定めるもの
外国人宿泊者数（年間）	1-10、第3次高畠町観光振興計画に定めるもの
ふるさと納税の申し込み延べ人数（年間）	1-3、1-6、1-9、1-10、1-11
製造業付加価値額	1-1、1-2、1-3、1-4、1-5、1-6、1-7、1-8、1-9、1-10、1-11、1-12、1-13
商業年間商品販売額	1-7
町外企業との連携事業数	1-1、1-3、1-4、1-5、1-8、1-9、1-11、1-12、1-13
町内農畜産物の新規需要取引数	1-6、1-9、1-11、豊穰の郷づくり基本計画に定めるもの、食育地産地消推進計画に定めるもの
地産地消取組事業数	1-6、食育地産地消推進計画に定めるもの
たかはたブランド認証数	1-3、1-6、1-10、1-11
首都圏プロモーションの実施回数（年間）	1-3、1-12
製造業粗付加価値額	1-1、1-2、1-3、1-4、1-5、1-6、1-7、1-8、1-9、1-10、1-11、1-12、1-13
農産物直売所・加工所数	1-6、1-7、1-10、豊穰の郷づくり基本計画に定めるもの、食育地産地消推進計画に定めるもの
ふるさと納税返礼品数	1-3、1-6、1-9、1-10、1-11
製造品出荷額等	1-1、1-2、1-3、1-4、1-5、1-6、1-7、1-8、1-9、1-10、1-11、1-12、1-13
農業産出額	1-3、1-6、1-7、1-10、1-11、豊穰の郷づくり基本計画に定めるもの、食育地産地消推進計画に定めるもの
町内観光者数	1-10、第3次高畠町観光振興計画に定めるもの

【基本方針2】人材の確保・育成

評価指標	基本施策
農業体験者数	2-1、2-3、2-4、豊穰の郷づくり基本計画に定めるもの
若者の就農者数（年間）	2-3、2-4、豊穰の郷づくり基本計画に定めるもの
町公式ユーチューブチャンネル農業番組制作本数（累計）	豊穰の郷づくり基本計画に定めるもの
多様な働き方支援の情報提供手段の増加	2-1、2-2、2-3、2-4、2-5、2-6
新規高等学校卒業求職者の県内への就職率	2-1、2-2、2-3、2-4、2-5
職業体験・企業説明会に参加した小中高校生の人数（年間）	2-1、2-2、2-3

認定農業者数	豊穰の郷づくり基本計画に定めるもの
農業法人数	豊穰の郷づくり基本計画に定めるもの
やまがた子育て・介護応援いきいき企業の 実践企業数（累計）	2-4、2-5
町内事業所に就職した高校生 新規学卒者数（累計）	2-1、2-2、2-3、2-4、2-5、2-6

【基本方針3】人材の確保・育成

評価指標	基本施策
創業セミナーの受講者数 （年間）	3-1、3-2
町内のサテライトオフィス を利用する法人・個人 事業主数（累計）	3-1、3-2、3-3
町の支援により創業・起業 した者（社）数	3-1、3-2、3-3

第5章 計画の推進

1 推進体制

本計画の実現に向けて、計画的に各種施策を推進し、関係者が連携し、それぞれの役割を果たしつつ、協働・共創の視点で取り組みます。

2 進捗管理

関係者で構成する「高島町中小企業・小規模企業振興審議会」において、毎年度、進捗状況を報告し、計画（P l a n）、実行（D o）、評価（C h e c k）、改善（A c t i o n）といったP D C Aサイクルにより評価・検証を行います。

3 関係者の役割

（1）町の責務

- ・ 町は、本計画の施策を着実に実施するため、中小企業者・小規模企業者、中小企業支援団体、地域金融機関、教育機関、大企業及び町民と連携・協力し、中小企業・小規模企業の振興を総合的かつ計画的に推進します。また、施策の推進にあたっては、必要な情報の収集と提供を行います。
- ・ 町は、工事の発注並びに物品及び役務の調達を行う場合には、中小企業・小規模企業の受注機会の確保に努めます。

（2）中小企業・小規模企業の努力

- ・ 中小企業・小規模企業振興には、経済的社会的環境の変化に対応してその事業の成長発展を図るため、自主的にその経営の改善及び向上を図るよう努めることが求められます。
- ・ 中小企業・小規模企業は雇用の機会の確保、人材の育成その他雇用における環境の整備に努め、地域社会の一員として、地域活動に積極的な取り組みを行うよう努めることが求められます。
- ・ 中小企業・小規模企業は、地域資源を活用し、及び町内において生産され、製造され、若しくは加工された製品又は提供されるサービスを、有効に活用するよう努めることが求められます。

（3）中小企業支援団体（商工団体、各産業団体）

- ・ 商工会をはじめとした中小企業支援団体は、中小企業・小規模企業の実態を把握し、並びに経営の安定及び向上に対して積極的かつ効果的な支援を行うとともに、町に対する情報提供、提案等に協力するよう努めることが求められます。
- ・ 中小企業・小規模企業及び新たな中小企業・小規模企業になろうとする者の中小企業支援団体への加入を自ら積極的に促すことにより、会員の増加に努めることが求められます。
- ・ 中小企業支援団体は、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を積極的に行うよう努めることが求められます。

- ・ 農業や観光関係団体などの各産業団体についても、町の事業者との連携をしながら、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を積極的に取り組んで行くことが求められます。

(4) 地域金融機関の役割

- ・ 地域金融機関等は中小企業・小規模企業の資金需要、販路拡大、技術革新等に対して適切に対応することにより、中小企業・小規模企業の経営の改善及び向上に協力するよう努めるとともに、町が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めることが求められます。

(5) 教育機関の役割

- ・ 教育機関は、社会科見学や職場体験活動などの教育活動を通じて、中小企業・小規模企業の魅力及び実績を理解しながら、多様な勤労観及び職業観を育てるキャリア教育を推進し次世代を担う人材の育成に努めることが求められます。
- ・ 町が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めることが求められます。

(6) 大企業の協力

- ・ 大企業は、中小企業・小規模企業の振興が地域経済の発展に果たす重要な役割を理解し、並びに中小企業・小規模企業との連携及び協力に努めるとともに、中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めることが求められます。
- ・ 大企業は、地域資源を活用し、及び町内において生産され、製造され、若しくは加工された製品又は提供されるサービスを有効に活用するよう努めることが求められます。

(7) 町民の理解と協力

- ・ 町民は、中小企業・小規模企業が地域経済の発展、雇用の創出及び町民生活の向上に重要な役割を果たしていることを理解し、並びに中小企業・小規模企業の健全な発展に協力するよう努めることが求められます。
- ・ 町民は、地域資源を活用し、及び町内において生産され、製造され、若しくは加工された製品又は提供されるサービスを有効に利用するよう努めることが求められます。
- ・ 町民は、町が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めることが求められます。

資 料

1 高畠町中小企業・小規模企業振興基本条例

高畠町は、奥羽の山なみにいだかれた天恵の自然風土と、縄文のいにしえからの歴史と文化遺産をもつ、まほろばの里である。

産業においては、恵まれた地域資源と長年培われてきた、社会の変化を先取りし自ら挑戦する進取の気性を生かし、明治期の製糸工場の開設、大正期の日本初となる粉ミルク製造会社の設立、昭和期の大手電子部品製造会社地方工場の誘致、平成期の町内産ぶどうを主原料とするワイナリーの設立など歴史に残る産業振興を進めてきたところである。なかでも、良質な農産物を活用した食品加工産業は、現在の高畠町を代表する産業に成長し、たかはたブランドなどブランド力のある商品を数多く生み出している。

これら産業振興の多くには、中小企業・小規模企業が大きく貢献しており、地域経済の活性化や地域雇用の創出のみならず、地域コミュニティの活性化や町民文化の継承など地域社会の発展においても重要な役割を担っている。

ここに中小企業・小規模企業の振興を町政の重要な柱として位置付け、町民、事業者、関係団体そして町が一体となって、高畠町をより豊かで住み良く未来に誇れる持続可能な町とすることを目指し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、町内の中小企業・小規模企業が本町の経済において果たす役割の重要性に鑑み、その振興、人材の確保・育成及び持続的な発展の促進に関し、基本理念を定め、町、町民、中小企業・小規模企業その他の関係者の役割等を明らかにするとともに、中小企業・小規模企業の経営基盤の強化及び健全な発展を図るための基本となる事項を定めることにより、中小企業・小規模企業の振興を総合的に推進し、もって地域社会の持続的な発展及び町民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者で、町内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 小規模企業 中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者で、町内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (3) 中小企業支援団体 商工会その他の中小企業・小規模企業の支援を目的とする団体をいう。
- (4) 地域金融機関 町内に本店又は支店を有する銀行、信用金庫、信用組合その他の金融機関をいう。
- (5) 大企業 中小企業及び小規模企業以外の事業者で、町内に事務所又は事業所を有するものをいう。

(基本理念)

第3条 中小企業・小規模企業の振興は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 中小企業・小規模企業の創意工夫及び自主的な努力により経営力の向上及び事業の持続的な発展が図られること。
- (2) 中小企業・小規模企業が地域の経済、雇用、まちづくり等の担い手として重要な役割を果たしているという認識のもとに推進されること。
- (3) 地域経済の発展の重要性に鑑み、地域内における経済循環が行われること。
- (4) 国、県、町、中小企業・小規模企業、中小企業支援団体、地域金融機関、教育機関、大企業及び町民が相互に連携し、一体となって推進されること。
- (5) 経営資源の確保が容易でない小規模企業の持続的発展について、特に配慮されること。

(町の責務)

第4条 町は、基本理念にのっとり、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を総合的に実施するとともに、必要な情報の収集及び提供を行うものとする。

- 2 町は、中小企業・小規模企業の実態を把握し、国、県、中小企業・小規模企業、中小企業支援団体、地域金融機関、教育機関、大企業及び町民と連携を図りながら、経済社会情勢の変化に対応した中小企業・小規模企業の振興に関する施策を推進し、必要に応じて国、県等に対し施策の充実及び改善の要請を行うものとする。
- 3 町は、工事の発注並びに物品及び役務の調達等に当たっては、予算及び関係事務の適正な執行に留意しつつ、中小企業・小規模企業の受注機会の確保に努めるものとする。
- 4 町は、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を効果的に実施するため、中小企業・小規模企業を中心として開催される会議等を活用し、その意見を聴取するものとする。

(施策の基本方針)

第5条 町は、次の各号に掲げる基本方針に基づき、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を講ずるものとする。

- (1) 経営基盤の強化及び経営の革新を図ること。
- (2) 人材の確保・育成、雇用の安定及び資金調達の円滑化を図ること。
- (3) 新たな事業活動及び事業継続の促進を図ること。
- (4) 企業の立地及び産業集積の促進を図ること。
- (5) 中小企業・小規模企業の振興に関する町民の理解及び協力の推進を図ること。

(中小企業・小規模企業の努力)

第6条 中小企業・小規模企業は、基本理念にのっとり、経済的社会的環境の変化

に対応するため主体的かつ積極的に経営の向上に努めるものとする。

- 2 中小企業・小規模企業は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、雇用機会の確保、人材の確保・育成、従業員の福利厚生の充実及び健康の増進その他雇用環境の安定に努めるとともに、地域社会の維持及び発展に寄与するよう努めるものとする。
- 3 中小企業・小規模企業は、町が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策の実施に当たり、町と相互に連携を図るよう努めるものとする。
- 4 中小企業・小規模企業は、中小企業・小規模企業の振興に係る関係者及び関係機関との連携に努めるとともに、町内で生産、製造若しくは加工される製品又は町内で提供されるサービスの利用に努めるものとする。
- 5 中小企業・小規模企業は、その事業活動を通じ、豊かで活力のある地域社会の形成に寄与するよう努めるものとする。

(中小企業支援団体の役割)

第7条 中小企業支援団体は、基本理念にのっとり、中小企業・小規模企業の経営の向上及び改善に積極的に取り組むものとする。

- 2 中小企業支援団体は、町が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策の実施に当たり、町と相互に連携を図るよう努めるものとする。

(地域金融機関の役割)

第8条 地域金融機関は、基本理念にのっとり、中小企業・小規模企業への円滑な資金の供給及び経営改善を積極的に支援するよう努めるものとする。

- 2 地域金融機関は、町が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策の実施に当たり、町と相互に連携を図るよう努めるものとする。

(教育機関の役割)

第9条 教育機関は、基本理念にのっとり、社会科見学、職場体験活動等を通じ、多様な勤労観及び職業観を育てるキャリア教育を推進し、次世代を担う人材の育成に努めるものとする。

(大企業の協力)

第10条 大企業は、基本理念にのっとり、中小企業・小規模企業の振興が町の経済活動の発展に重要な役割を果たすことについて理解を深め、中小企業・小規模企業との連携を図るとともに、町が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 大企業は、中小企業・小規模企業の振興が地域社会の発展及び町民生活の向上に寄与することについて理解を深めるとともに、町内で生産、製造若しくは加工される製品又は町内で提供されるサービスの利用に配慮するよう努めるものとする。

(町民の理解と協力)

第11条 町民は、基本理念にのっとり、中小企業・小規模企業の振興が地域社会の持続的な発展及び町民生活の向上に寄与することについて理解を深め、豊かで

活力のある地域社会の形成に協力するよう努めるものとする。

2 町民は、消費者として、町内で生産、製造若しくは加工される製品の購買若しくは消費又は提供されるサービスの利用に協力するよう努めるものとする。

(審議会)

第12条 町長は、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を効果的に展開するため、審議会を置く。

(財政上の措置)

第13条 町は、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2 高畠町中小企業・小規模企業振興審議会設置規程

令和3年12月 1日

高畠町告示第224号

(設置)

第1条 高島町中小企業・小規模企業振興基本条例（令和3年6月条例第19号。以下「条例」という。）第1条に規定する目的を達成するため、条例第12条の規定に基づき、高島町中小企業・小規模企業振興審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、条例第4条第1項の規定による総合的な施策及び条例第5条の規定による基本方針に基づく施策について、次に掲げる事項の協議及び意見交換を行う。

- (1) 中小企業・小規模企業の現状及び課題の把握に関すること。
- (2) 町が策定する中小企業・小規模企業の持続的な振興に係る計画に関すること。
- (3) 中小企業・小規模企業の持続的な振興に資する具体的な支援施策に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、中小企業・小規模企業の支援に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から町長が委嘱する。

- (1) 見識を有する者
- (2) 中小企業・小規模企業の経営者
- (3) 金融機関等の代表者
- (4) 教育機関の代表者
- (5) 中小企業・小規模企業支援団体の代表者
- (6) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長を各1人置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって選出する。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会長は、必要があると認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、商工観光課において処理する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

3 高畠町中小企業・小規模企業振興計画策定委員会名簿及び策定の経過

高畠町中小企業・小規模企業振興計画策定委員会名簿

No.	区分	氏名(敬称略)	所属・役職名	摘要	
1	関係団体の役員等	山口 浩典 (令和3年10月31日まで)	山形銀行高畠支店 支店長	金融団幹事行	
		東海林 俊光 (令和3年11月1日より)			
2		遠藤 光輝	山形第一信用組合 本店長		金融
3		佐藤 俊	高畠町経営者協会 会長		団体
4		庄司 薫	(株)菓子工房 COCO イズミヤ 代表取締役		山形県中小企業家同友会 理事
5		山村 義美	町商工会長、 高畠町雇用対策協議会会長		団体
6		田代 浩一	(株)エコーハイテク 代表取締役		工業
7		八木 孝一	町商工会建設部会長		建設
8		舟山 徹	(株)エイコウ 常務取締役		観光
9		長 智香子	(有)ちょうさん		商業
10		福島 悟	(株)たかはたファーム代表取締役社長		食品
11		佐藤 尚利	農事組合法人くだもの島 代表理事		農業
12		遠藤 淳一	県立高畠高校 校長		教育
13	林 ひろみ	ちっきん ほこほこ亭 店主	創業経験者		
14	学識経験者	島津 淳	(公財)山形県企業振興公社		

策定の経過

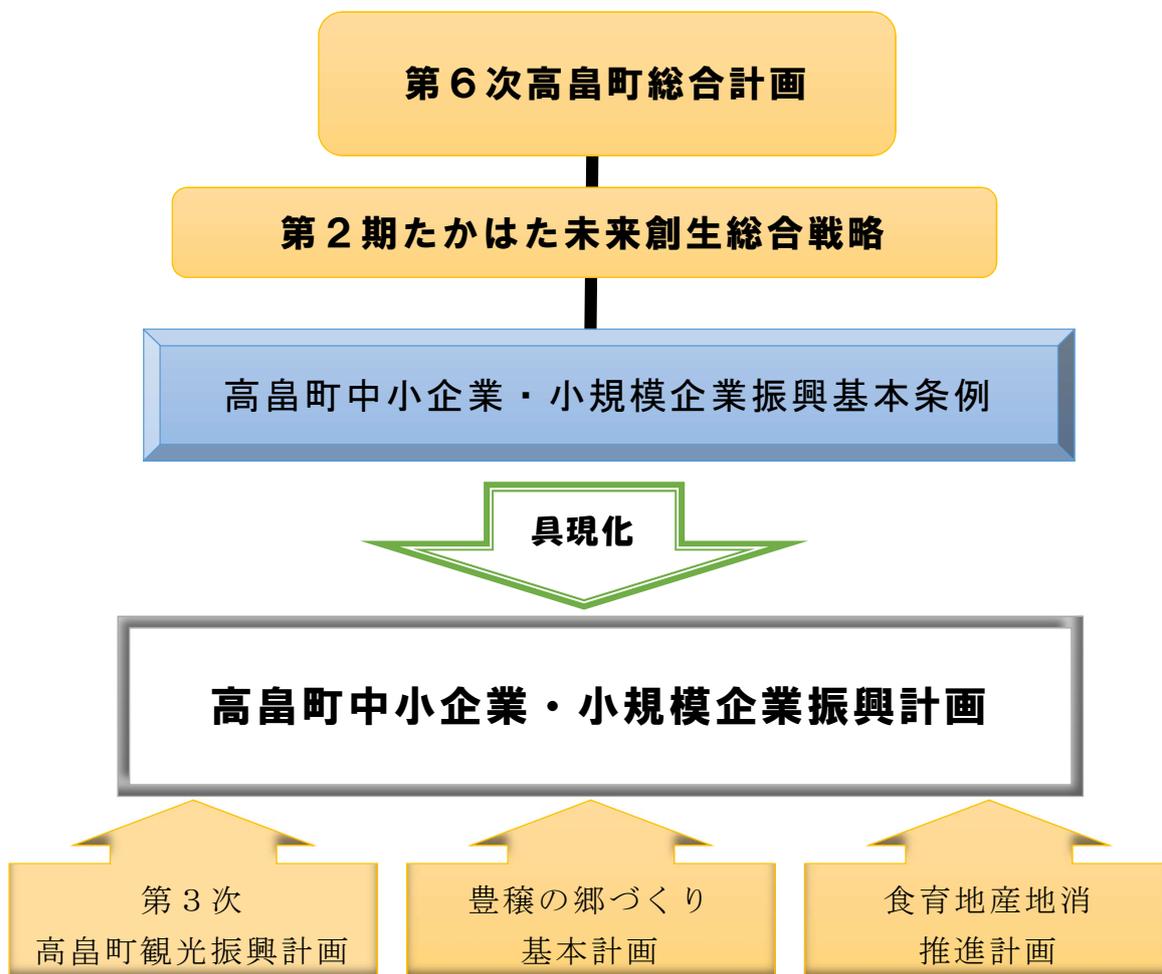
年月日	内容	備考
令和3年 9月30日	第1回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> 委員委嘱、策定委員会設置、スケジュールについて 政策アンケート結果及び産業の姿について 課題整理について 計画構成(案)について
令和3年10月26日	第2回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> 計画(素案)について
令和3年11月11日 ～11月24日	パブリックコメント(意見募集)	<ul style="list-style-type: none"> 意見は特になし
令和3年12月21日	第3回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> 計画(最終案)について

4 関係計画(「計画の位置づけ」再掲)

本計画は、「第6次高畠町総合計画」及び「第2期たかはた未来創生総合戦略」

を上位計画とし、「高畠町中小企業・小規模企業振興基本条例」に基づき策定し、総合計画等と整合性を図りながら取り組んでいくことにより、町内中小企業・小規模企業の振興を推進するための基本的な計画を示したものです。

また、「第3次観光振興計画」や「豊穰の郷づくり基本計画」及び「食育地産地消推進計画」の関連計画との整合を図りながら計画を推進していきます。



高畠町中小企業・小規模企業振興計画
令和4年1月

発行：山形県高畠町

編集：山形県高畠町商工観光課

〒992-0392

山形県東置賜郡高畠町大字高畠436番地

電話：0238-52-1111（代表）

Email：syoukan@town.takahata.yamagata.jp